

■貝塚市新庁舎整備事業 付帯事業基本協定書（案）に関する質問に対する回答

No	該当箇所						質問の内容	質問に対する回答
	頁	条	項					
1	5	9					「付帯事業者は…中略…付帯事業統括責任者を定め」とありますが、要求水準書p64には「付帯事業者の提案に委ねるものとする」とあります。どちらが正でしょうか。付帯事業を複数者で実施する場合、特に民間収益業務と他の業務で事業期間に相違がある可能性もあるため、統括責任者でなく各々に業務責任者を配置することよろしいでしょうか。	本条に規定のとおり、付帯事業統括責任者を定めて届け出が必要です。
2	14	37	4				庁舎内売店運営業務について、社会情勢の変化等で不採算となり業務を継続できなくなった場合でも、ペナルティはないものと考えてよろしいでしょうか。	庁舎内売店運営業務については、第37条第1項に規定のとおり2047年3月31日まで実施が必要です。なお、事業期間中の社会状況等の変化により業務内容を変更する必要がある場合には市と協議を行うことは可能です。
3	15	43	4				自動販売機等運営業務について、社会情勢の変化等で不採算となり業務を継続できなくなった場合でも、ペナルティはないものと考えてよろしいでしょうか。	自動販売機等運営業務については、第43条第1項に規定するとおり2047年3月31日まで実施していただく必要があります。なお、事業期間中の社会状況等の変化により業務内容を変更する必要がある場合には市と協議を行うことは可能です。